

宇陀市立病院

警備業務及び電話交換業務に係るプロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、宇陀市立病院（以下「発注者」という）が、警備業務の受注者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

（1）委託業務名

警備業務及び電話交換業務

（2）業務内容

宇陀市立病院駐車場警備及び施設警備等仕様書（参考）（以下「仕様書」という）による

（3）病院概要

- ① 住 所 奈良県宇陀市榛原萩原815番地
- ② 敷地面積 8,915.65m²
- ③ 建築面積 3,843.29m²
- ④ 延床面積 16,249.43m²
- ⑤ 建物規模 鉄筋コンクリート造 地上7階 地下1階
- ⑥ 建物用途 自治体病院
- ⑦ 病床数 176床
- ⑧ 入院患者数 130人（令和6年度一日平均）
- ⑨ 外来患者数 392人（令和6年度一日平均）
- ⑩ 予定価格 100,500,000円（税抜） ※3年分

（4）契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年）

宇陀市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則に基づく複数年契約とする。ただし、この契約を締結する前年度において、当該契約に係る宇陀市立病院事業特別会計予算が減額または削除があった場合、発注者はこの契約を変更または、解除することができる。

3. 選定方式

プロポーザルは公募型とし、公募に応じて本手続により参加表明書を提出した者（以下「参加者」という。）に対し、あらかじめ定められた評価項目に基づいて審査を行い選考する。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる資格を有する者は、次の条件等を満たすもので、駐車場警備、院内施設警備、電話交換業務並びに施設管理業務等に関する専門知識を有し、且つ本業務の受注業者としてふさわしい企画力、信用及び技術、実績、スタッフ体制を備えた者とする。

- (1) 公告日において、宇陀市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宇陀市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成26年9月30日告示第84号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第30条の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされているなど、契約を履行することが困難と認められる状態となっていない者であること。
- (5) 宇陀市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 直近5年間で当該企画提案書等の提出日までの間に、奈良県、大阪府、京都府、三重県における駐車場警備、施設警備等を受託した実績を有すること。
- (7) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ①市町村税
 - ②本店が所在する都道府県税の事業税

5. スケジュール

- (1) 令和7年12月 3日（水） 公告及びプロポーザル資料の公表
質問及び参加表明書受付開始
- (2) 令和7年12月 9日（火） 質問受付終了
- (3) 令和7年12月12日（金） 質問回答書の公表
- (4) 令和7年12月17日（水） 参加表明書、企画提案書等の受付期限
- (5) 令和7年12月24日（水） 書類審査結果通知期限
- (6) 令和8年 1月20日（火） プレゼンテーション及び審査
- (7) 令和8年 1月23日（金） 審査結果通知

6. 実施手順

本件の関係書類及びプロポーザルに参加するために必要な書類を、5. スケジュールに従って宇陀市立病院公式ホームページ上に掲載する。

- (1) 掲載書類

1. 病院警備等業務仕様書（参考）
2. 質問書（様式1）
3. 参加表明書（様式2）
4. 業務実績証明書（様式3）
5. 従業員実績調書（様式4）
6. 提案見積書（様式5）
7. 参加辞退届（様式6）

（2）質問の受付・回答

本プロポーザルに関して不明な点がある場合は、「質問書」に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより送信すること。また、件名は「**病院警備等業務質問書提出**」とし、本文中に必ず会社名及び担当者名を記載すること。

提出された質問事項は、取りまとめた後、宇陀市立病院ホームページにて回答する。

なお、この質問への回答は、仕様書の追加または修正とみなす。

電話等での口頭による質問は一切受け付けない。

Eメールアドレスから電子メールを送信し、必ず電話にて提出先に着信の確認を行うこと。（確認の連絡は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

※受付期間 令和7年12月 9日（火）午後3時まで

※回答期日 令和7年12月12日（金）

※送信先 hp:jouhou@city.uda.lg.jp 情報システム管理課 米田

（3）参加意思表明の提出及び提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、6.（1）の3から6及び、

様式3に記載の契約書2件分の写し、

納税証明書（市町村税、本店が所在する都道府県税の事業税）

※コピー可、ただし提出期限の6ヵ月以内に発行したもの

業務実施体制回答書

企画提案書11部（企画提案書作成要領を参照すること）

以上の書類を作成し、提出すること。

（4）提出先

宇陀市立病院 情報システム管理課 宛

（5）提出方法

上記提出先に持参もしくは郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、配達記録が残るものとし、受付期間中に必着とする。

※提出期限 令和7年12月17日（水）午後5時まで

（6）参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届を作成し、宇陀市立病院情報システム管理課に提出すること。

（7）書類審査結果通知

企画提案書及び上記6.（3）提出書類を用いて第一次審査を行い、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少數である場合は、第一次審査を省略する。

書類審査及び第一次審査の結果については、令和7年12月24日（水）に参加表明したすべてのものに対してその結果を電子メールで通知する。

（8）プレゼンテーションの実施方法

参加表明書を提出した参加者は、提出済みの企画提案書に沿った内容について、プレゼンテーションを行うこと。

- ①令和8年 1月20日（火）に実施する。
- ②参加表明書の提出順で、各参加者30分の間（質疑応答含む）に提案項目に沿ってプレゼンテーションを行う。
- ③提案については、具体的かつ実践的な提案を行うこと。
- ④プレゼンテーションの参加人数は、5名以内とする。パソコン、プロジェクタ一等の使用は自由とするが、インターネットは使用することができない。
- ⑤公平性を確保するため、発表者はプレゼンテーションの際に企業名を名乗らず、また制作物や発表内容から企業を特定できないように表現すること。

（9）選考委員会

提案内容や提案見積書を総合的に審査するために、宇陀市立病院 病院警備等業務事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（10）評価基準

評価項目	概要	配点
提案内容	企画提案書及びその内容に対するプレゼンテーションについて評価する。	120点
業務実績	管理責任者の業務実績について評価する。	20点
	事業者の業務実績について評価する。	20点
提案見積	提案見積書の金額を評価する。	40点
	合計	200点

※評価点数の詳細については、非公表とする。

（11）審査方法

選考委員会が、提出された書類等（企画提案書、提案見積書等）、プレゼンテーションの結果を審査し、総合点で最も優れた提案を行った者（以下「優先交渉権者」という。）と次点の者を決定する。なお、総合点で同点の場合は、6.（9）評価項目「提案内容」の評価点が高い者を上位とする。

（12）結果通知

審査後、審査結果を令和8年 1月23日（金）すべての参加者に電子メールで通知する。

なお、採点及び評価基準は、公表しないものとし、結果の問い合わせについては一切応じない。

7. 契約の締結

(1) 契約の交渉

優先交渉権者として選考された者と契約の交渉を行う。ただし、協議が整わない場合は次点者と協議を進め、受注者を決定する。

契約交渉にあたっては、参加者の提案内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細事項については改めて双方協議を行ったうえで決定するものとする。

受託候補者選定後、ホームページ等で情報を公開する。

(2) 資格の喪失

契約日までの間に、交渉権者が参加条件に定める条件のうち一つでも欠落した場合は、契約締結を履行しないことができる。この場合、本市は一切の損害賠償の責を負わない。

(3) 契約の解除

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規程による長期継続契約であるため、この契約の履行期間の始期の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者はこの契約を変更し、又は解除することができる。

8. 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加のために要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出後の追加、修正、変更は認めない。
- (3) 応募者は、提案書の提出をもって、この実施要領その他本市が作成したこの契約に関する事項すべてを承諾したものとみなす。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は、応募者に帰属しますが事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (5) 提出された書類は本市の公文書となるので、本件に係る情報公開請求があれば宇陀市情報公開条例の規定に基づき公開される場合がある。
- (6) 本プロポーザルに係る文書作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (7) 本プロポーザルを不慮の都合により延期又は中止した場合、参加者がプロポーザルの参加のために要した費用について、本市でその負担に応じることはない。
- (8) 詳細図面等の確認を希望される場合は、施設管理担当者に連絡の上、一定期間貸与する。
- (9) 本プロポーザルは、宇陀市令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じる業務である。